

川崎町放課後児童クラブ運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

1. 業務の目的

川崎町の放課後児童クラブを利用する児童が安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、児童の健全な育成を図るため、本業務を継続的・安定的に遂行する能力及び技術力を有する事業者と契約を締結する必要があることから、公募型プロポーザル方式により契約の相手方となる事業者（以下「契約候補者」という。）を選定するものとする。

2. 募集する業務委託の内容

- | | |
|-----------|---|
| (1) 委託業務名 | 川崎町放課後児童クラブ運営業務委託 |
| (2) 業務の内容 | 川崎町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書のとおり |
| (3) 履行期間等 | 令和6年4月1日～令和9年3月31日（3年間）
また、契約候補者が決定してから令和6年3月31日までの間を、開設準備期間とする。 |
| (4) 予算上限額 | 業務等に要する費用の上限は金127,320,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。
（内訳）令和6年度業務分 金42,440,000円以内
令和7年度業務分 金42,440,000円以内
令和8年度業務分 金42,440,000円以内
ただし、契約した日から本業務の委託を開始する日までに必要となる準備経費を含むものとする。 |
| (5) 契約期間 | 契約締結の日から令和9年3月31日まで |

3. 企画提案に係る日程

項 目	受付期間等日程	備 考
プロポーザル実施の公表	令和6年2月7日（水）	町ホームページ
参加表明書等に関する質問 受付	令和6年2月7日（水）～ 令和6年2月16日（金）15時まで	電子メール
参加表明書等に関する質問 回答	令和6年2月19日（月）	電子メール
参加表明書等の受付	令和6年2月7日（水）～ 令和6年2月21日（水）15時まで	持参
参加資格審査委員会	令和6年2月22日（木）予定	
参加資格審査結果通知及び 企画提案書提出要望	令和6年2月22日（木） 17時までに電子メールにて連絡し、22日 に通知書を発送します。	通知書及び 電子メール
企画提案書質疑受付期間	令和6年2月22日（木）～ 令和6年2月27日（火）15時まで	電子メール
企画提案書に関する質疑 回答	令和6年2月27日（火）	電子メール
企画提案書等提出期限	令和6年2月29日（木）15時まで	持参
プレゼンテーション審査	令和6年3月4日（月）予定	
審査結果通知	令和6年3月5日（火）予定	通知書及び 電子メール

※上記日程は、予定であり変更する場合がある。

4. 企画提案募集要領等の交付

川崎町ホームページからダウンロードすること。

URL <https://www.town-kawasaki.com>

5. 企画提案の参加資格者

(1) 提案参加資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいづれにも該当する者でないこと。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始申し立て、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けたものを除く。）でないこと。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- エ 契約締結までの間に、本町又は福岡県より指名停止又は指名除外等の措置を受けていない者又は受けることが明らかでない者であること。
- オ 国税・地方税を滞納していないこと。
- カ 法人格を有し、本業務に関する委託契約を本町との間で直接締結できる民間事業者、団体であること。
- キ 平成31年度から令和5年度までの間に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する、放課後児童健全育成事業を実施または事業運営を受注した実績を有していること。

(2) 統括責任者

業務を円滑に進めるため、全体業務を統括的に管理する統括責任者を選任すること。なお、統括責任者は常時勤務の者とする。

6. 説明会の開催の有無及び内容

説明会は開催しない

7. 参加表明書及び企画提案書について

(1) 参加表明書等の提出

本プロポーザルの参加表明者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 参加表明書及び添付書類について

次に掲げる参加表明書及び添付資料を、各1部提出すること。

①参加表明書（様式1）

②会社概要等整理表（様式2）

・履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の写しを添付すること。

- ・会社概要等紹介のパンフレット等がある場合は、それを添付すること。
- ・納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書。）

- ③役員等調書及び照会承諾書（様式3）
- ④過去5年間の同種又は類似業務の実績（様式4）
- ⑤統括責任者の経歴等（様式5）
- ⑥情報セキュリティ方針（様式6）
- ⑦コンプライアンス方針（様式7）

イ 参加表明書の提出期限

令和6年2月21日（水）15時までに持参すること。

ウ 参加表明書の提出場所

川崎町役場 福祉課 子ども係 担当：馬場・磯野

- ・所在地 〒827-8501 福岡県田川郡川崎町大字田原 789 番地 2
- ・電話番号 0947-72-3000（内線 139）

エ 参加表明後の辞退

参加表明書（様式1）を提出した者が、提出を辞退する場合は、企画提案不参加表明書（様式10）を提出すること。

（2）企画提案書類の提出

参加資格決定通知を受け取ったものは、次により企画提案書等を提出すること。

なお、企画提案書類は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）1者につき1件のみとする。

ア 提出書類

次の①～③について作成し、提出すること。

	書類名	備考
①	企画提案書 (様式8-1) (様式8-2)	以下の内容により、企画提案書を作成すること。 ① 児童の生活、育成支援について考え方と実施状況 ② 障がいのある児童の支援について考え方と実施方法 ③ 保護者、学校、川崎町役場との連携についての考え方と実施方法

		④ 支援員の配置、教育、指導に関する計画 ⑤ 支援員の雇用計画、処遇方法 ⑥ 危機管理体制と事故の予防
②	見積書 (様式 1 1)	見積書と任意様式の内訳書を作成すること。 内訳書は、1 年度分を記載すること。
③	業務工程表 (任意様式)	業務開始までの準備に関する計画とスケジュール が分かるように作成すること。

イ 提出部数及び提出方法

書面により企画提案書、見積書等及び業務工程表を各 1 部提出する。

なお、審査の公平性、透明性を保つことから、様式 8 - 2 については内容や余白に法人名を表示しないこと。また、法人名を特定・類推させる記述はさけること。

ウ 提出期限

令和 6 年 2 月 2 9 日 (木) 1 5 時までに持参すること。

エ 提出先

川崎町役場 福祉課 子ども係 担当：馬場・磯野

・所在地 〒827-8501 福岡県田川郡川崎町大字田原 789 番地 2

・電話番号 0947-72-3000 (内線 139)

8. 質問受付期間及び回答

(1) 参加表明等に関する質問

ア 質問方法及び送付先

参加表明に対し質問がある場合には、参加表明書等に関する質問票 (様式 9-1) に記載の上、電子メールにて次のアドレスに送信すること。

川崎町役場 福祉課 子ども係 担当：馬場・磯野

・メールアドレス fukusi@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp

イ 受付期間

令和 6 年 2 月 7 日 (水) から 2 月 1 6 日 (金) 1 5 時まで

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、2 月 1 9 日 (月) 1 7 時までに原則電子メールで行う。電話や口頭での質問には応じない。また、参加表明に関係ない質問や公平性を

保てないと判断した場合は回答しないことがある。

(2) 企画提案書等に関する質問

ア 質問方法及び送付先

企画提案書作成に対し質問がある場合には、企画提案書等に関する質問票（様式9-2）に記載のうえ、電子メールにて次のアドレスに送信すること。

川崎町役場 福祉課 子ども係 担当：馬場・磯野

・メールアドレス fukusi@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp

イ 受付期間

令和6年2月22日(木)から2月27日(火)15時まで

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、2月27日(火)17時までに原則電子メールで行う。電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合は回答しないことがある。

9. 審査について

審査は、川崎町放課後児童クラブ運営業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

(1) 参加資格審査

参加表明書及び添付書類等により書類審査を行い、参加者を選定する。

(2) 企画提案審査

ア 審査は、企画提案書及びプレゼンテーション・ヒアリング等により「審査基準」に基づき行い、総合的に判断して最優秀提案者1者と優秀提案者1者を選定する。

イ 参加者が1者のみの場合でも、審査・評価は実施するが、評価が一定水準に達しない場合は、最優秀提案者として選定しない。

ウ 最高得点の者が同点の場合、審査委員会において協議の上、最優秀提案者を決定する。

(3) 審査結果

ア 審査の結果は、企画提案者全員にメール及び文書にて通知する。

イ 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

10. 企画提案のプレゼンテーション・ヒアリング

【開催日時】

令和6年3月4日（月）【予定】

※プレゼンテーションの順番については、企画提案書の受付完了順とする。
（時間については、プレゼンテーション参加依頼書に記載）

【開催場所】

川崎町コミュニティーセンター 1階 多目的ホール

【審査方法】

- ・1参加者につき、20分以内でプレゼンテーションを実施し、その後10分以内の質疑応答を予定している。（プレゼンテーション前後の機器設置等に必要の準備時間は、5分以内とする。）
- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・プレゼンテーションに使用する機材について、スクリーン及びマイクは本町が準備し、プロジェクター等その他必要な機材については、参加者が持参すること。
- ・プレゼンテーションは、事前に提出された資料を基に行い、その場での資料の配布や追加は不可とする。（持参した映像やパワーポイント等による説明は可。）

【説明者】

プレゼンテーション及び質疑応答は、本業務に直接携わる担当者が行い、最大2名で実施する。（開催場所への入室も最大2名まで。）

なお、当日受付にて説明に参加する全員の身分確認を行うため、本人確認ができる身分証明書を携帯すること。

【選定方法】

契約候補者は、選定委員会が企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査・採点を行い、評価項目における総評点の70%以上を獲得した参加者の中から、総合的に判断して選定された最優秀提案者1者と優秀提案者1者とする。なお、最優秀提案者と優先的に契約交渉を行い、契約が合意に至らなかった場合、優秀提案者との契約交渉を行う。

【結果通知】（予定）

審査結果については、令和6年3月5日（火）（予定）に、プレゼンテーションを行った全参加者に対し、文書及び電子メールにて通知をする。

また、川崎町ホームページに審査結果を掲載し、公表を行う。

11. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本要領等で定めた要件、期限、方法等を遵守しない場合
- (2) 提出書類及びヒアリング（プレゼンテーション）等に虚偽の記載や説明があった場合
- (3) プレゼンテーションでの説明に用いた映写画像等の内容が、提出された企画提案書の内容と異なる、または新たに追加・変更された場合
- (4) 審査結果に影響をあたえるような不正行為が発覚した場合
- (5) 契約締結の日までに、『5. 企画提案の参加資格者』に記載の参加資格を満たさなくなった場合
- (6) その他、選定委員会が失格事項に該当すると認める場合

12. 契約

契約候補者と川崎町との間で企画提案書及び見積書等に基づき内容の協議を行い、随意契約により業務委託契約を締結する。なお、契約手続等については、川崎町財務規則の定めるところによるものとする。

川崎町は契約締結後、契約の相手方に本提案における欠格事項、不正又は虚偽の記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

13. その他

- (1) 審査に対する異議の申立ては受け付けない。
- (2) 本プロポーザルにかかる費用については、全て参加者の負担とする。また、失格になった場合も全て参加者の負担とする。
- (3) 提出にかかる書類等については、返却しない。
- (4) 書類の提出後の差し替え及び再提出は認めない。また、提出した書類に記載した統括責任者は変更できないものとする。ただし、統括責任者が病休・死亡・退職等極めてやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、同等以上の統括責任者を再配置し、かつ本町の了解を得なければならない。
- (5) 提出された書類等は、参加者に無断で審査以外の目的で使用しない。
電子メール等の不着等の通信事故については、本町はいかなる責任も負わない。
- (6) 本要領に規定されていない事項が発生した場合は、選定委員会が協議し決定するものとする。
- (7) 第三者への委託は禁止とする。

14. 問い合わせ先

川崎町役場 福祉課 子ども係 担当：馬場・磯野

・所在地 〒827-8501 福岡県田川郡川崎町大字田原 789 番地 2

・電話番号 0947-72-3000（内線 139）